市田柿生産振興補助金のお知らせ

飯田市では市田柿のブランド維持と生産拡大のため補助金の拡充をしましたので是非ご利用ください。

■　補助対象者（飯田市在住で住所があり園地が飯田市内であること）

お問い合わせ
お申し込み先

1．乾燥機、除湿機等購入補助

①乾燥設備　②除湿設備　③予冷設備
④選果設備　⑤干し場用パイプハウス
⑥干し柿用吊棚
＊扇風機、粉出し機、シーラ機は対象外です。
＊家庭用は対象外です。
＊購入時の領収書等保管してください。

【補助率】
１／４
各項目上限10万円
特認生産者
１／２
各項目上限20万円

2．苗木購入補助

＊新植・改植・補植の苗木購入の場合
＊５本以上定植する場合が対象です。

【補助率】
１／４

購入した
・ＪＡ各支所営農課
・下伊那園協

それ以外の方は
・飯田市農業課
生産振興係
(0265-21-3217)

3．新規圃場整備補助(借地でも可)

①賃借料（初年度のみ）
②土壌分析、診断　④土壌改良資材
③整地、既存施設撤去、伐根　⑤進入路整備
＊既存の柿園地の整備は対象外です。

【補助率】
一般　１／４
上限 10 万円
特認生産者１／２
上限 20 万円

4．脱針式皮むき機購入補助

＊共同（２戸以上）で購入の場合です。
＊個人は対象外です。
＊特認生産者に認定されると、２台目以降に個人補助があります。

【補助率】
共同
１／４
特認生産者
１／２

5．柿干し場新設・増設補助

＊認定農業者が対象となります。
＊補助は課税初年度から５年間です。

【補助率】
概ね固定資産税の1／2
上限 60 万円

飯田市農業課

生産振興係

(0265-21-3217)

■特認生産者認定制度とは

市では将来にわたって市田柿の生産量を確保するため、規模拡大意欲があり、中心的活動をされる方を支援するため認定制度をつくりました。下記認定要件に該当し認定されると該当補助の対象となります。

（認定要件）　１．実績が栽培面積１０ａ以上及び、出荷量（干上数量）１ｔ以上あること。
２．５年後の目標が栽培面積２０ａ以上、出荷量（干上数量）２ｔ以上あること。

問い合せ
飯田市農業課　生産振興係　TEL 0265－21－3217